○総務省告示第二百十三号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計の指定を次のように変更及び解除したので、同法第七条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月十五日

総務大臣　川端　達夫

基幹統計である小売物価統計の作成目的を「国民の消費生活に必要な商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向及び地域別、事業所の形態別等の物価を明らかにすることを目的とする。」に変更し、基幹統計である全国物価統計の指定を解除する。

○総務省
法務省告示第一号

住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省令・法務省令第一号）第一条第二項及び第二条第二項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、法務省通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準を次のように定める。

平成二十四年六月十五日

総務大臣　川端　達夫
法務大臣　滝　　実

法務省通知及び市町村通知に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準

第一　目的

この告示は、住民基本台帳法施行令第三十条の三十一及び出入国管理及び難民認定法施行令第六条第三項等に規定する通知の方法を定める省令（平成二十四年総務省令・法務省令第一号。以下「通知方法を定める省令」という。）第一条第二項及び第二条第二項の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、法務省通知及び市町村通知を電気通信回線を通じて送受信するための情報システム（以下「本システム」という。）に係る電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術的基準を定めることを目的とする。

第二　定義

この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　法務省通知　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五十の規定による通知（通知方法を定める省令第一条第一項第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法による場合に限る。）をいう。

二　市町村通知　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の八の二及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第四百二十一号）第二十一条第一項の規定による通知（通知方法を定める省令第二条第一項第一号に定める電気通信回線を通じた送信の方法による場合に限る。）をいう。

三　連携サーバ　法務省通知の送信及び市町村通知の受信を行い、並びに本システムの運用管理を行うための法務大臣の使用に係る電子計算機及び電気通信関係装置をいう。

四　情報連携端末　法務省通知の受信及び市町村通知の送信を行い、並びに本システムの運用等を行うための法務大臣が市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に使用させる電子計算機（入出力装置、ファイアウォールその他法務大臣が市町村長に使用させる情報連携端末に係る周辺機器等を含む。）をいう。

五　ＩＣカード取扱端末　在留カード（入管法第十九条の三に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書をいう。）に電磁的方式により記録された内容の確認等を行うための法務大臣が市町村長に使用させる電子計算機（入出力装置、ファイアウォールその他法務大臣が市町村長に使用させるＩＣカード取扱端末に係る周辺機器等を含む。）をいう。

六　住民記録システムデータベースサーバ　住民記録システム（電子計算機、端末機、電気通信関係装置、電気通信回線、プログラム等の全部又は一部により構成され、住民基本台帳に関する記録を管理し、及び住民基本台帳に関する事務を処理するためのシステムをいう。）に係る住民基本台帳に関する記録を管理するための市町村長の使用に係る電子計算機をいう。

七　ファイアウォール　ネットワークにおいてシステムへの不正侵入を防御する電子計算機をいう。

八　プログラム　電子計算機を機能させてシステムを作動させるための命令を組み合せたものをいう。

九　ファイル　磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）に記録されているデータ及びプログラムをいう。

十　ドキュメント　本システムの設計、プログラム作成及び運用に関する記録及び文書をいう。

十一　電子計算機室　連携サーバを設置する室をいう。

十二　磁気ディスク等保管室　連携サーバの運用に係る磁気ディスク及びドキュメントを保管する室をいう。

十三　重要機能室　連携サーバの運用に係る電子計算機室、磁気ディスク等保管室、受電設備、定電圧・定周波電源装置等の設備を設置する室並びに電子計算機室及び磁気ディスク等保管室の空気調和をする空気調和機及びその付属設備を設置する室をいう。

第三　体制、規程等の整備

一　体制の整備

1　責任体制等の確立

法務大臣及び市町村長は、本システムのセキュリティ（正確性、機密性及び継続性の維持をいう。以下同じ。）を確保するため、本システムの企画、開発及び運用に関する責任体制及び連絡体制を明確にすること。また、防災組織及び防犯組織を整備し、通常時及び非常時の責任体制の確立を図ること。

2　セキュリティ対策に関する連絡調整

法務大臣は、本システムのセキュリティ対策に関し、市町村長及び総務大臣と連絡調整を行う場の設置その他の適切な措置を講ずること。

3　緊急時連絡体制の整備

法務大臣は、本システムの運用に関し、異常な状態を早期に発見し、市町村長及び総務大臣に連絡することができるよう体制の整備を図ること。

二　規程等の整備

法務大臣は、本システムの運用に関する規程を整備するとともに、本システムの設計書、操作手順書、緊急時における作業手順書等を整備すること。

三　人事、教育、研修等

1　要員管理

法務大臣及び市町村長は、本システムの運用に必要な職員の配置、交替等の人事管理を適切に行うこと。また、プログラムの作成及び本システムの操作の各事務は、同一の者が行うことのないように配慮すること。

2　教育及び研修

イ　法務大臣及び市町村長は、本システムを運用する職員に対して、本システムの操作及びセキュリティ対策についての教育及び研修を実施するために、教育及び研修に関する計画を策定し、その実施体制を確立すること。

ロ　法務大臣は、市町村長に対し、教育及び研修に関する技術的な協力を行うこと。

3　問い合わせ窓口の設置

法務大臣は、本システムを運用する市町村（特別区を含む。）職員を支援し、誤操作等の発生を防止するため、操作等に関する問い合わせ窓口を設置すること。